

社会福祉法人いいたて福社会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いいたて福社会（以下「当法人」という。）の役員等に対する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 本規程でいう報酬を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決第三者委員
- (6) 入所検討委員
- (7) 懲戒審査委員
- (8) その他理事長が報酬の支給を必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 理事及び監事並びに評議員には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤専従の者をいう。）については、常勤業務内容に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員（前号に規定する常勤役員以外）及び評議員については、業務内容に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次により定める。

- (1) 別表1①に定める額

(非常勤役員及び評議員の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、次により定める。

- (1) 別表1②に定める額

(報酬の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬の支給時期等は、次の各号により支給するものとする。

- 2 報酬の支給日は、毎年3月21日及び9月21日（その日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日を支給日とする。）にそれぞれの額を支給する。ただし、役員及び評議員を離れたときは、役員及び評議員に属していた月の翌月の21日までに支給する。
- 3 役員及び評議員が年の中途において就任したときは、その就任の属する月から、任期満了または、辞職等により退任した場合は、その属した月までの月数により報酬を支給する。
- 4 報酬は、本人名義の指定された口座に振込むものとする。但し、法令に定めのあるものは、それらを控除して支給する。

(各委員会委員等の報酬の支給)

第7条 各委員会委員等が会議、研修または法人の要請による立ち合い等に参加したときは、別表2により支給する。

(端数の処理)

第8条 報酬から、法令に定めのある金額等を控除して支給する場合に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(旅費の支給)

第9条 役員等が職務のため出張した場合は、当法人旅費規程に準じ、施設長の区分により旅費等を支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

社会福祉法人いいたて福社会役員の費用弁償に関する規程（平成8年8月1日施行）は、廃止する。

別表1（第4条関係）

① 常勤役員（第2条第1項第1号から2号）

役職名	役員報酬額
理事長	年額 480,000円
業務執行理事	年額 120,000円

② 非常勤役員（第2条第1項第1号から3号）

役職名	役員及び評議員報酬額
理事長	年額 240,000円
業務執行理事	年額 72,000円
理事	年額 60,000円
監事	年額 60,000円
評議員	年額 24,000円

別表2（第7条関係）

各委員会委員等（第2条第1項第4号から8号）

各委員会委員等	報酬
評議員選任・解任委員会（評議員選任・解任委員）	日額 6,000円
苦情解決第三者委員会（苦情解決第三者委員）	日額 6,000円
入所検討委員会（入所検討委員）	日額 6,000円
懲戒審査委員会（懲戒審査委員）	日額 6,000円
その他理事長が報酬の支給を必要と認めた会議等 （その他理事長が報酬の支給を必要と認めた者）	日額 6,000円